

# 古殿町耐震改修促進計画（改定）

平成28年4月

古 殿 町

# 目 次

## はじめに

- (1) 計画策定（改定）の背景
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の期間
- (4) 耐震化を図る建築物

## 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- (1) 想定される地震の規模、被害の状況
- (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- (1) 耐震診断及び耐震改修に係る役割分担の考え方
- (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策
- (3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備
- (4) 地震時の建築物の総合的な安全対策
- (5) 重点的に着手すべき建築物等の設定

## 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- (1) ハザードマップの作成・公表
- (2) 相談体制の整備
- (3) パンフレットの作成とその活用
- (4) 町内会等との連携

## 4 その他の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

## 資 料

## はじめに

### (1) 計画策定（改定）の背景

#### ア 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した建築物等は、避難や救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招きました。このとき倒壊した住宅・建築物の多くは新耐震基準<sup>(※)</sup>に適合していない住宅・建築物でした。

その後も平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年の新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震などが頻発しており、特に平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）は、巨大な地震・津波により、一度の災害では戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。また、本町においては平成23年4月に発生した東日本大震災の余震により多くの住宅が被害を受けました。このように、日本では大地震が頻発しており、大地震の可能性が低いといわれていた地域で発生し、甚大な被害をもたらしたことを考慮すれば、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

さらに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、とりわけ宮城県沖地震については発生の切迫性が指摘され甚大な被害が予想されることから、本町への影響も無視できない状況にあります。

政府の中央防災会議では、地震による死者数及び経済被害額を減らすため、建築物の耐震改修を緊急かつ優先的に取り組むべきものと位置づけています。このため、住宅・建築物を大地震の震動に対して壊れないようにすること、すなわち「耐震化」が町民の多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的であります。

(※) 新耐震基準……昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係基準のこと。これ以前の基準を「旧耐震基準」といいます。

#### イ 計画見直しの必要性

町は平成20年度に古殿町耐震改修促進計画を策定し、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%、特定建築物の耐震化率を100%とすることを目標に耐震化に取り組んできました。

しかし、東日本大震災による甚大な被害や社会情勢の変化により、更なる耐震化促進の取組を充実・強化する「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「法」という。）の施行（平成25年11月25日）に伴い、福島県耐震改修促進計画（以下、「県計画」という。）が平成26年3月に改定され、さらに町地域防災計画が平成26年8月に改定されたことから、これらの計画と整合性を図るため本計画の見直しを行いました。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、法第6条の規定に基づいて、国の基本方針及び県計画、さらには町地域防災計画を踏まえて、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針として策定するものであり、このたびの法改正、及び県計画の改定、町地域防災計画の改定に伴い見直したものです。（図1参照）

### (3) 計画の期間

本計画は平成20年度から平成32年度までの13年間とします。

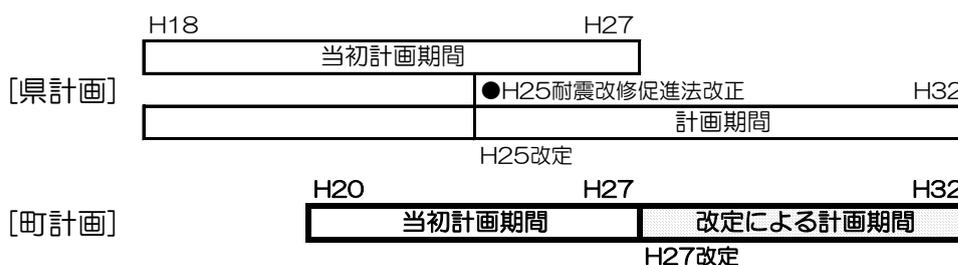
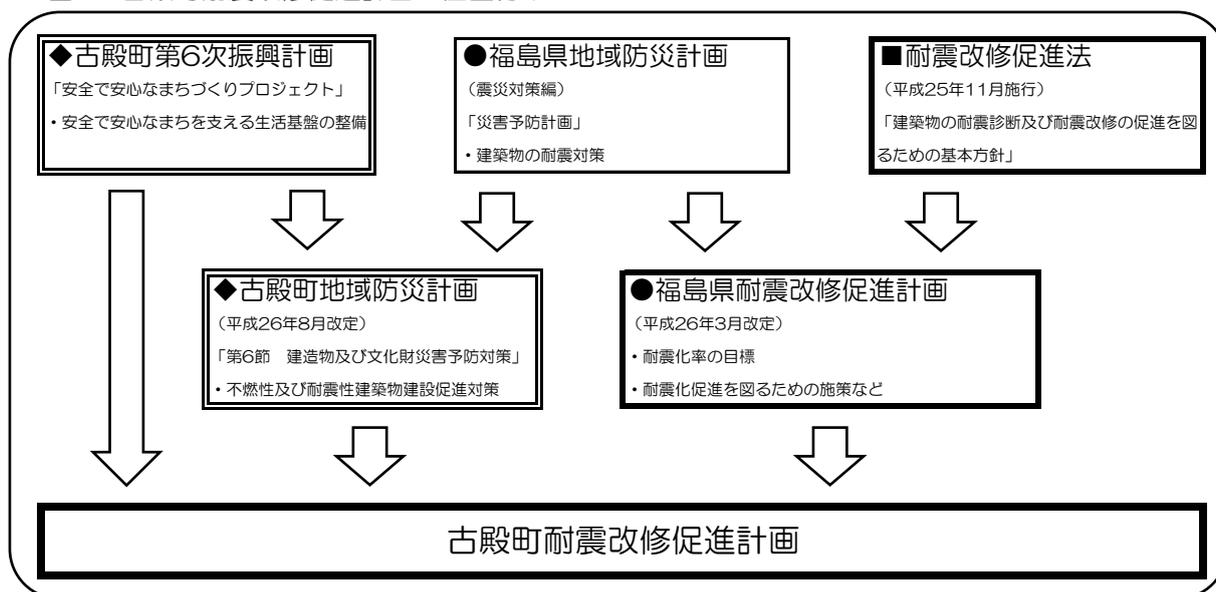


図1 古殿町耐震改修促進計画の位置付け



(4) 耐震化を図る建築物

本計画では建築物の用途、規模、構造、建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として、アからウのうち旧耐震基準により建設された建築物（「既存耐震不適格建築物」）を対象とします。

また、町有の公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや、多くの町民が集まることから、特に耐震化を推進します。

ア 住宅

町民の生命・財産を守ることはもとより、減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進します。

イ 特定建築物

本計画においては、法第14条第1号に規定する「多数の者が利用する学校、病院、劇場、集会所、百貨店、事務所、ホテル、福祉施設、工場、賃貸住宅等で階数3以上かつ床面積1,000㎡以上のもの等」を「特定建築物」とします。

特定建築物のうち、旧耐震基準で建設されたものが「特定既存耐震不適格建築物」となり、そのうち一定用途・規模以上のものが、耐震診断や耐震改修の指示の対象となる「指示対象建築物」となります。

また、「指示対象建築物」のうち、法附則第3条第1項に規定する、特定既存不適格建築物であって地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの等が、「耐震診断義務付け大規模建築物」（法は「要緊急安全確認大規模建築物」という。）となります。

ウ 防災上重要建築物

町地域防災計画で定める災害時に救援活動の拠点となる建築物、及び避難所等に指定された建築物（特定建築物を除く）

- ・ 防災拠点施設（災害対策本部等を設置する官公庁の施設）
- ・ 避難施設（被災者の避難先となる体育館等）

# 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

## (1) 想定される地震の規模、被害の状況

古殿町においては、その前提として、福島県沖地震を想定しており、想定の結果、建築物等に対して表1に示す地震被害の発生が想定されています。

表1 定量被害想定結果の概要

想定区分	福島県沖
想定地震	M7.7 浅部D=20km
想定震度	最大6弱
木造大破棟	4,733棟
非木造大破棟	158棟
死者(夜/昼)	346人/131人
負傷者(夜/昼)	1,632人/1,661人
避難者	35,798人

(福島県地域防災計画・震災対策編より)

## (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

### ア 住宅

平成27年3月末現在、町内の住宅総数2,853戸のうち、1,518戸の住宅は耐震性能があると推計され、耐震化率は53.2%となります。

県計画では、法の改正に基づき平成32年度末までに住宅の耐震化率を95%とすることを目標としており、本町としては県計画及び現在までの状況を踏まえ、住宅の耐震化率を平成32年度末までに90%とすることを目標とします。

表2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標(単位:戸)

(参考資料:家屋台帳)

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和56年以前の住宅		住宅総数 ④ (①+②)	耐震性能有住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率(%) (平成26年度末) ⑤/④	耐震化率の目標(%) (平成32年度末)
		②	うち耐震性能有③				
木造	979	1,803	481	2,782	1,460	52.5%	90.0%
非木造	45	26	13	71	58	81.7%	90.0%
合計	1,024	1,829	494	2,853	1,518	53.2%	90.0%

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄骨コンクリート造及びその他としました。

※昭和55年以前の非木造のうち昭和46年以前のは耐震性能がないものとみなしました。

### イ 特定建築物

平成27年3月末現在、町内には特定建築物(新耐震基準の建築物含む)が10棟存在します。このうち9棟(90.0%)は、耐震性能を有することを確認しています。また、昭和56年5月以前に建設された特定建築物のうち、耐震診断を実施した建築物は1棟(100.0%)です。

また、法第14条第3号に規定する特定建築物は1棟ありますが、耐震診断を実施し、その結果耐震性能を有していないため解体を実施しました。

想定地震による想定被害を減少させるため、減災効果の大きい特定建築物の耐震化に取り組んでいく必要がありますが、本町においては特定建築物の耐震化率は100.0%となっています。

表3 特定建築物の現状と耐震化の目標（単位：棟）

区分	昭和56年 6月以降の 建築物①	昭和56年5月 以前の建築物		建築物総 数 ④ (①+②)	耐震性能有 建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) (平成26年度末) ⑤/④
		②	うち耐震 性能有③			
法第14条 第1号	9	1	0	10	9	90.0%
法第14条 第2号	0	0	0	0	0	0.0%
法第14条 第3号	0	1	0	1	0	0.0%

※昭和56年5月以前の建築物についてはすでに解体しているため、平成27年度末現在の耐震化率は100.0%となります。

表4 特定建築物（用途ごと）の耐震化の目標値（単位：%）

	現況 (平成26年度末)	目標値 (平成32年度末)	公共建築物	
			現況	目標値
特定建築物（法第14条第1号）	90.0	100.0	87.5	100.0
防災拠点施設 (庁舎、公益上必要な施設)	100.0	100.0	100.0	100.0
避難施設 (学校、体育館等)	83.3	100.0	83.3	100.0
多数が利用する施設 (工場・事務所等)	100.0	100.0	—	—

※避難施設における旧耐震基準の建築物についてはすでに解体しているため、平成27年度末現在の耐震化率は100.0%となります。

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### (1) 耐震診断及び耐震改修に係る役割分担の考え方

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を進めるためには、町、住宅・建築物の所有者や管理者（以下「所有者等」という。）、関係団体等が以下に示すその役割を認識し、連携して意識的に取り組むことが必要です。

#### ア 町

町は、国・県と連携し、所有者等にとって、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など、耐震診断及び耐震改修の促進に必要な施策を講ずるとともに、耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決し、耐震診断及び耐震改修を促進していくこととします。

#### イ 住宅・建築物の所有者等

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を進めるためには、所有者等は、自らの問題・地域の問題としての意識を持ち、地震防災対策として自助努力により取り組むことが必要不可欠です。

また、耐震診断が義務付けられた大規模建築物等の所有者は、その建築物の耐震診断を行い、その結果を法で定める期限までに所管行政庁に報告しなければなりません。さらに、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修に努める必要があります。

#### ウ 建築関係団体等

建築関係団体は、町民が自ら耐震改修を行う際、専門家として適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震改修の推進を技術的な面からサポートする必要があります。

### (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

住宅・建築物の所有者等に対して、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修に対する国や県の補助や、税の優遇措置（耐震改修促進税、住宅ローン減税等）の活用を進めながら、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

なお、住宅・建築物の所有者等が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合には、町営住宅の積極的な紹介に努めるとともに、民間賃貸住宅等の紹介が可能となるような連携体制の確保に努めます。

### (3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

近年、耐震改修を名目とした悪質なりフォーム被害が増加するなか、所有者等が安心して耐震改修を実施できるよう、環境整備を行います。

#### ア 適正な耐震診断の整備

現地調査の手法、体制、報告書様式、写真等のデータの方法を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店との連携体制の整備に努めます。

#### イ 町民への啓発活動

耐震診断及び耐震改修に関する各種制度等の広報を町広報誌により行うことはもとより、定期的な防災関連記事等の町広報誌への掲載に努めるとともに、町民の防災意識の向上を促します。

また、町行政区長会議等の町主催各種会議等での積極的な広報に努めます。

#### ウ 最新診断及び耐震改修の技術力の向上

町内の建築士及び大工・工務店の耐震診断及び耐震改修に関する技術力向上を図るため、県が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

東日本大震災においては、建築物の天井や窓ガラス、外壁部材等の非構造部材の落下や、屋外の建築設備の転倒等による被害も報告されており、本町においても公共建築物の窓ガラスの落下等の被害が発生しております。

また、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修とあわせて、家具の転倒防止対策等に努め、避難時に支障をきたさないようにすることが必要です。

このため、これらの被害を最小限にすることは建築物の耐震化同様、地震から人命を守るために重要であることから、県と連携し建築物所有者へ必要な対策を講じるよう、引き続き指導に努めます。

ア 地震発生時の対応

地震発生により住宅・建築物等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要となった場合、町では判定実施本部を設置し、県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ態勢の構築など、必要な措置を講じるよう努めます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受け入れられるよう、体制整備に努めます。

(5) 重点的に着手すべき建築物等の設定

町地域防災計画第2章第8節で定める緊急輸送路<sup>(※)</sup>及び避難地等の沿道を、重点的に耐震化すべき区域とします。

(※) 緊急輸送路……建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を超える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある道路。

表5 町地域防災計画で指定されている緊急輸送路

種別	路線名	備考
国道	349号	第1次確保路線
主要地方道	いわき石川線	//
//	古殿須賀川線	第2次確保路線
//	いわき上三坂小野線	//
//	勿来浅川線	//
県道	三株下市萱小川線	//
//	浅川古殿線	//
町道	名花石戸屋線ほか4路線	//

### 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの作成・公表

県の支援と協力により「建築物の所有者の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度を記載した地図（地震ハザードマップ）」の作成について、検討します。

(2) 相談体制の整備

地域整備課を窓口とし、本計画の推進に関することや耐震診断及び耐震改修に関する相談を受け付けます。

また、技術的な相談については、県中建設事務所、家具の転倒防止等災害予防全般については県危機管理部災害対策課や県中地方振興局、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センターや住宅リフォーム・紛争処理支援センターなど関係団体と連携して対応します。

(3) パンフレットの作成とその活用

県が作成したパンフレットを活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。

また、このパンフレット等を活用し、住宅月間、建築物防災週間、違反建築物防止週間等のさまざまな機会を捉えて普及啓発を図ります。

(4) 町内会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要となります。また、一人暮らしの高齢者世帯等災害弱者になりやすい世帯の把握については地域の協力を得なければ難しく、町と行政区との連携体制の確立が重要となります。

町は、県から専門家や技術者派遣等の支援・協力を受け、行政区単位での防災講習会や行政区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。

### 4 その他の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

本計画は、町内の耐震化の促進に関する総合的な計画として、町民の安全で安心できる街づくりのために定めるものであり、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況を勘案しながら、必要に応じて見直しを実施します。

なお、本計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。

